

第 1 6 5 回八王子市都市計画審議会議事録

〔諮問第 1 2 号〕

開催日 平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

八王子市都市計画審議会事務局

会 議 名	第165回八王子市都市計画審議会		
開 催 日 時	平成28年10月31日（月曜日）午後1時～午後1時39分		
開 催 場 所	八王子市役所 議会棟4階 全員協議会室		
出席委員	会長 村尾 公一 君		会長職務代理 大矢 恵一 君
	1番 手塚 徳 君 2番 立花 探 君 3番 角田 誠 君 4番 荻田 米蔵 君 5番 伊藤 忠之 君 6番 檜崎 博 君 7番 浜中 賢司 君 8番 鈴木 玲央 君	9番 山越 拓児 君 11番 西本 和也 君 12番 山口 紀浩 君 13番 栗原 才 君 15番 佐藤 梓 君 16番 原 精一 君 18番 真野 文恵 君	
欠席委員	10番 篠沢 健太 君		
市出席職員	副市長 駒沢 広行 総合経営部長 小山 等 福祉部長 豊田 聡 産業振興部長 大西 健二 環境部長 佐久間 寛 都市計画部長 田中 正雄 まちなみ整備部長 池内 司 拠点整備部長 坂倉 進	土地利用計画課長 守屋 清志 都市計画課長 竹内 勝弘 交通企画課長 中邑 仁志 区画整理課長 渡辺 智 農林課長 鈴木 秀吾	
事 務 局	都市総務課長 原 清 都市総務課課長補佐兼主査 岡部 宙 都市総務課主査 遠藤 彰	都市総務課主査 逸見 洋平 都市総務課主任 丹羽 裕子 都市総務課主事 三井 直義	
議 題	諮問第12号 八王子市都市計画生産緑地地区の変更について		
公開・非公開の別	公開		
傍 聴 人	1人		
配付資料	[事前配付資料] ・諮問第12号 諮問文及び資料 [机上配付資料] ・第165回八王子市都市計画審議会 次第 ・委員名簿		

〔午後1時開会〕

◎会長【村尾公一君】 出席予定委員が全員おそろいでございますので、ただいまから会議を開かせていただきます。本日は、ご多用の中お運びいただき、まことにありがとうございます。

本日の審議会には、議席番号第10番篠沢健太委員から、事前に欠席の届けが出ております。委員定数18名のうち過半数の委員が出席されておりますので、これから第165回八王子市都市計画審議会を開かせていただきます。

審議会委員に変更がありましたので、事務局から紹介いたします。

◎都市総務課長【原清君】 それでは、新たに就任されました委員の方々をご紹介いたします。お手元の名簿に従い、お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でお立ち願いたいと存じます。

まずは、市民委員の任期満了に伴いまして、平成28年7月1日付で市民委員に就任されました議席番号第2番立花探委員でございます。

◎第2番【立花探君】 よろしく願いいたします。

◎都市総務課長【原清君】 続きまして、警察署の人事異動に伴いまして、平成28年9月29日付で委員に就任されました議席番号第12番八王子警察署長山口紀浩委員でございます。

◎第12番【山口紀浩君】 よろしく願いいたします。

◎都市総務課長【原清君】 ご紹介は以上でございます。

.....
◎会長【村尾公一君】 それでは、本日の審議に当たり、配付資料について、事務局から説明願います。

〔事務局配付資料説明〕

.....
◎会長【村尾公一君】 それでは、次第に従いまして進行いたします。

あらかじめ、議事録の署名委員を指名いたします。署名委員は、議席番号順に指名しております。本日の署名委員には、第2番立花探委員と第3番角田誠委員をお願いいたします。

なお、作成いたしました議事録は、ホームページ及び図書館等で公開していきますので、ご承知おきください。

.....
◎会長【村尾公一君】 それでは、これより議題に入ります。

本日、審議会に諮問されております案件は、諮問第12号の1件でございます。諮問案件について説明を行った後、委員の皆様には十分にご議論をしていただき、表決を求める順序で審議を進めたいと思います。

それでは、諮問第12号を議題といたします。

事務局から案件を朗読させます。

〔事務局案件朗読〕

◎会長【村尾公一君】　　続きまして、市側から説明願います。田中都市計画部長。

◎都市計画部長【田中正雄君】　　それでは、諮問第12号、八王子都市計画生産緑地地区の変更についてご説明いたします。本案件は八王子市決定でございます。

生産緑地の都市計画変更は、年1回、追加及び削除を行う案件をまとめ、毎年、この時期の都市計画審議会に付議し、都市計画の手続を進めております。

本案件の資料ですが、都市計画決定図書をまとめましたA4判の諮問第12号資料とA3判の諮問第12号参考資料でございます。

まず、諮問第12号資料の内容についてですが、2ページ目をお開きください。

上段の表第1は、今回、変更を行う都市計画の種類と面積についてでございます。種類は生産緑地地区、面積は約238.79ヘクタールとなっております。

その下に、削除のみを行う地区についての変更内容を記載してございます。表の左側から順に、地区番号、地区名、位置、削除面積及び備考欄となっており、上から下に向かって、地区番号順に整理しております。

続きまして、3ページ目をごらんください。追加のみを行う地区について、変更内容を記載してございます。表の構成は、先ほどの削除のみを行う地区と同様でございます。

続きまして、4ページにつきましては、変更前及び変更後の新旧対照の一覧を記載してございます。表の左側から順に、地区番号、変更前の面積、位置、変更内訳、変更後の面積、摘要欄の順に記載しており、こちらも先ほどと同様に、地区番号順に整理してございます。

5ページ目には、今回の変更概要として、変更前と変更後の地区数及び面積を記載しております。

続きまして、6ページ目以降は、今回の変更となる地区についての計画図でございます。

次に、A3判諮問第12号参考資料でございますが、表面にはA4判の諮問第12号資料の2ページ、3ページ及び5ページの内容をまとめており、裏面には変更箇所的位置図を記載しております。

それでは、今回の変更概要からご説明させていただきます。お手元のA3判の諮問第12号参考資料をごらんください。

左上の変更概要でございます。現在、1,086件、面積約242.5ヘクタールとしているものを、今回の変更により、1,072件、面積約238.79ヘクタールとするものでございます。生産緑地地区の指定は平成4年度より実施しており、その後は、一定の要件のもと、他の都市計画と整合を図りつつ、削除及び追加を行ってまいりました。

生産緑地の削除につきましては、公共事業の施設用地への転用が行われた場合や、農業等の主たる従事者の死亡または故障に伴い、営農が困難になった場合について行っております。

追加につきましては、指定に関する要綱を定め、要件を満たした農地について、公害又は災

害防止の観点から特に効果が期待できるものとして、追加指定を行っております。

なお、指定の要件につきましては、右下の4番に八王子市生産緑地地区指定要綱から抜粋したものを記載しておりますので、ご確認ください。また、土地区画整理事業地内の既存の生産緑地地区で整形化が図られ、仮換地指定により位置及び面積の変更が生じたものにつきましても、削除及び追加を行っております。

それでは、今回の都市計画の変更につきましてご説明いたします。

参考資料の2、削除のみを行う位置及び区域についてでございます。今回、削除の対象となる地区は36件、面積は43,570平方メートルでございます。削除の形態としましては、地区の全部を削除するものが18件、地区の一部を削除するものが18件となっております。削除の理由の内訳につきましては、重複するものもございしますが、5件が公共事業により公共施設等に転用されたもの、20件が農業等の主たる従事者の死亡、10件が故障により営農が困難になり行為制限が解除されたもの、3件が区画整理事業で整形化を図ることとなったため、削除となっております。

続きまして、参考資料の3番、追加のみを行う位置及び区域についてですが、今回、追加の対象となる地区は7件、面積は約5,860平方メートルとなります。追加の理由の内訳につきましては、5件が八王子市生産緑地地区指定要綱の指定要件等を満たすもの、残り2件が区画整理事業で既存の生産緑地地区の整形化が図られたため追加することとなったものでございます。

以上、変更を行う地区について、具体的に例を挙げてご説明いたします。それでは、A4判の諮問第12号資料に戻っていただきたいと思います。

まず、インデックス1番をお開きください。15ページでございます。図面右上に凡例がございます。これ以降、この凡例を参考にござらんください。

では、変更箇所についてご説明いたします。こちらは公共施設の設置による削除でございます。図面左側の地区番号475番でございますが、こちらは石川町地内にあり、削除するのは黒く塗られた部分で、地区の一部である約470平方メートルを削除するものでございます。削除の理由といたしましては、八王子都市計画道路3・4・28号石川宇津木線の整備によるものでございます。

次に、営農困難による削除の例でございます。資料のインデックス2番をお開きください。26ページです。図面の中央の地区番号1246番でございますが、こちらは上柚木地内にあり、変更する区域は黒く塗られた部分で、地区の全部である約500平方メートルを削除するものでございます。削除の理由といたしましては、主たる従事者の死亡により、この生産緑地地区の買い取り申し出がありました。買い取りを希望する地方公共団体等がなく、生産緑地法第14条の規定により、営農以外の使用をする行為の制限が解除されたものとなります。

次に、追加指定による例でございます。インデックス3番をござらんください。16ページで

ございます。図面の中央、地区番号570番でございますが、こちらは西寺方町地内にあり、ピンク色に塗られた部分を公害又は災害の防止の観点から特に効果が期待できるものとして、面積約520平方メートルを追加するものでございます。

続きまして、区画整理による削除及び追加の例になっております。インデックス4番をお開きください。13ページです。図面中央の地区番号425番と447番でございますが、こちらは尾崎町と宇津木町地内に位置しております。今回、宇津木土地区画整理事業の仮換地指定により位置及び面積が変更となったため、地区の一部である黒く塗られた区域を削除し、インデックス5番、14ページでございますが、中央、右のほうにございます地区番号1440番のピンク色に塗られた部分を新たに追加するものでございます。

今回変更いたします代表的な地区の説明は以上でございます。なお、この変更について、9月20日より2週間、都市計画法第17条に基づく公告、縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 以上で説明は終わりました。

それでは、審議を始めます。なお、限られた時間の中で、できるだけ多くの委員の方々からご発言をいただきたいと思っておりますので、ご協力願います。また、発言の際のお願いでございますが、録音をしている関係もありますので、発言のある方は、まず挙手をしていただき、私がお名前をお呼びいたしましたら、ご起立の上、マイクに向かって、ご発言をお願いしたいと思います。

では、委員のご発言を求めます。西本委員。

◎第11番【西本和也君】 ただいまご説明いただきました生産緑地地区の変更ということで、参考資料の1番の変更概要でございますが、変更前の面積は242.50ヘクタール、また、変更後につきましては238.79ヘクタールということで、今回、3.71ヘクタールの減少となっているところでございます。まず、過去5年間、毎年どのぐらいのペースで減っているのか、お聞かせください。また、今回、死亡や故障で削除された農地は、その後どのような土地利用をされているのか、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

◎会長【村尾公一君】 竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 まず1点目の過去5年間ではということですが、平成23年度は約2.7ヘクタール、平成24年度が約2.4ヘクタール、平成25年度が約3.3ヘクタール、平成26年度が約2.7ヘクタール、平成27年度が約2.4ヘクタール減少しております。それと、死亡や故障で削除された農地はどうなっているのかということですが、今月、10月ですけれども、この地区の現地調査を行ったところ、まだ農地のままのところは14カ所、宅地となっているところが13カ所、駐車場となっているところが2カ所となっております。

◎第11番【西本和也君】 今ご説明いただきまして、毎年3ヘクタール前後が減っている

ということでございます。富士森公園野球場、ダイワハウススタジアム八王子に名前が変わりましたが、大体あの大きさが約3ヘクタールでございますので、毎年そのぐらいの広さが減っていているというご説明でございます。

八王子ビジョン2022の42番目で示されている地域資源を活用する産業の振興というところを開きますと、「地域資源の新たな魅力を活かすことで観光産業・農業・林業の振興がはかられています。また、農業の担い手の育成や農地の有効活用により、都市型農業が確立しています。そして、八王子ブランドの創出により、まちの魅力が高まっています。」、これが目指す姿として示されているところであり、一方で、現状、また課題などについては、「市は27億円を超える都下随一の農業生産高を誇っていますが、耕地面積は年々減少し、また、農家は後継者不足や獣害被害などの問題を抱えています。」、こういったことが記されているところでございます。

ここで深く議論するつもりはないんですけれども、やはり、都市型農業を推奨する本市といましては、農地が減っていくということに対してしっかりと歯どめをかけていく、今後、そういった手続をやっていく必要があるのではないかと申し上げたいところでございます。

そこで、生産緑地地区の減少を抑えるような対策について、市はどのようなお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思えます。また、ただいまの回答で、死亡や故障で削除された農地のうち、14カ所が農地のままということでございますけれども、今後、この土地に後継者があらわれて、農業を継続していきたいと考えたときに、再び生産緑地地区に指定することができるのか、お聞かせください。他市、例えば国分寺市、また立川市などでは再指定をしている事例があると聞いておりますけれども、本市ではどのようなになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 今、事例として、国分寺市、立川市でというお話がございました。私どもも、生産緑地地区の再指定の事例として認識しております。現在、八王子市生産緑地地区指定要綱に基づき生産緑地地区の指定をしておりますが、第5条指定しない農地等の一つに、「過去に生産緑地地区の指定を受けた農地等であって、法第10条の規定に基づく買取りの申出がされ、同法第14条の規定により行為の制限が解除されたもの」という規定があることから、生産緑地を1回解除されてしまった農地につきましては、もし後継者ができたとしても、現状では再度指定することができないような要綱になってございます。毎年3ヘクタール前後、今回3.7ヘクタールと昨年よりも多いんですけれども、年々面積が減少しております。そういった中で、農業従事者の方から、再指定についてご意見・ご要望をいただいております。それから、委員が言われるように、毎年減少しているという現状を踏まえ、今後、生産緑地の再指定について、他市の事例等を参照しながら、本市としても、要綱の見直しを含めまして、検討を進めていきたいと思っております。

◎会長【村尾公一君】 ほかにご発言ございますか。佐藤委員。

◎第15番【佐藤梓君】 今回の諮問案件で、まず、資料の2ページ、3ページについてお伺いします。今、他の審議委員の方からもちょうどお話があったところですが、過去5年間の推移のご答弁がありました。やはり毎年3ヘクタール前後減少しているということで、今回3.71ヘクタールで、随分増えているなと思ったわけです。

そこで、資料の2ページの下段の理由のところを見ますと、公共施設等の用地または買い取り申し出に伴う行為制限の解除によりということがあるんですが、別資料でいただいているA3判の変更箇所一覧を見ますと、詳細な削除理由が書かれています。36件の削除のうち29件が営農困難となっております。やはり、営農困難という事由に注目して議論していかねばならないところかなと思っております。

私も、この場で政策的なことを長々と質問させていただくつもりはないんですが、まず、諮問資料の2ページの下段の理由のところを読んだときに、買い取り申し出というところに営農困難が含まれてくるのかなとは思いますが、ここの理由の書き方をもう少し工夫していただいたほうが、実態がよりよくわかるかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎会長【村尾公一君】 竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 今お話にあったとおり、理由の買い取り申し出に伴う行為制限の解除という中に、死亡、故障といわれる営農困難が入っております。確かに、参考資料ではそういった言葉が出てきていて、本編には出てきていないということで、今後、例えば括弧書きで入れるような工夫、検討をしたいと思います。

◎第15番【佐藤梓君】 ぜひ、工夫をしていただきたいと思います。

また、今回の削除面積、それから追加の面積と総合して、全体で3.71ヘクタール減という結果になっているわけですが、今回これぐらいの変更がなされますということだけで、果たしてそれが大きいものなのか、あるいは平常といいますか、これまでとあまり変わっていないものなのかということで判断が難しくなってきますので、参考までに、過去5年間ですとか、あるいは3年ぐらいでも構いませんので、そういったところも参考資料につけ加えていただけたらと思いますので要望いたします。

こちらに関しては、もし、ここで面積の変更を承認するのであれば、例年減っていったものをどうしたら食いとめられるかというところに着目しなければならないと思います。昨年、市街化区域でも体験農園のような制度をやっていったらどうかということをお聞きしたわけですが、例えば、市街化調整区域では既に体験農園の制度をやっておられるんですが、生産緑地が減っていったら、死亡ですとか、要は高齢化で、次の担い手、耕し手、従事者がいなくなるということだと思っております。それを少しでも食いとめるために、この1年どういうことをやってこられたのかということ、産業振興部農林課もいらしていますので、参考までにお聞かせいただければと思います。

◎会長【村尾公一君】 鈴木農林課長。

◎農林課長【鈴木秀吾君】 生産緑地の農地の保全ですが、平成27年10月14日にもお話ししましたとおり、東京都内の39の自治体が国家戦略特区という考え方で東京都に申請いたしました。本日も確認したところですが、引き続き、東京都の産業労働局農業振興課で申請は行っているということで、国からまだ回答は来ていないということです。実際に29年度の税制改正に盛り込むこととか、現在、国土交通省と農林水産省で、実際に、生産緑地の貸し借り、または面積要件の緩和、屋敷林の納税猶予の適用拡大、その部分に関しては、まだ国から回答がないと聞いております。また、都市農業振興基本法というものができまして、都市農業振興基本計画を東京都の農業振興プランに反映するというので、今、東京都では策定の準備を進めており、私どももそちらを受け取りながら、今後、農業振興につなげていきたいと考えております。

◎第15番【佐藤梓君】 今、参考までにとということでご紹介いただいたんですけども、先ほど他の委員の質問で、一旦、指定が解除されてしまった生産緑地の再指定はできるのかということで、他市では事例があるということだったんですけども、先ほどの都市計画課のお話ですと、現状、再指定ができないような要綱になっているということでしたので、やはり、1回削除してしまうと、そこをもう一度ということは難しそうだなと、今そういった印象を受けましたので、できれば削除されないような、営農困難になっていったところをどのように継続させていくかということが課題であるかなと思います。

最後にしたいと思いますけれども、都市計画審議会にはさまざまな有識者の皆さんがおられるので、都市農業を推進していく本市として、ぜひ、皆さんで課題として共有していきたいところかなと思いますので、今後、生産緑地の貸し借りが可能になってくるかどうかはまだ見えていないところだとは思いますが、将来、もし貸し借りができるようになった場合に、今の時点から市街化区域の生産緑地の中でも体験農園のようなことをやっていけば、担い手をスムーズにつなげていけるようなマッチングなんかもできるんじゃないかと思います。そこはぜひ検討して進めていただければと思いますので、課題として共有させていただければと思います。

最後に、都市計画課のほうにもう少し戻りたいんですけども、今、農林課さんからも、この1年間の取り組みですとか、今後の見通しもお示しがあったんですけども、面積そのものことだけではなくて、今後の都市計画上の取り組みとしまして、どのような点で営農困難しているような事由に対処していかれるかということがありましたら、お考えをお聞かせください。

◎会長【村尾公一君】 竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 都市計画上のというお話ですが、営農困難というのは死亡、故障ですので、都市計画で云々ではないのかなと。ただ、先ほど委員にもお答えしましたけれ

ども、確かに、本市では再指定はできないようになっているんですが、国分寺市と立川市に再指定という事例がありますので、ヒアリングをしながら、前向きに検討していきたいと考えております。

◎第15番【佐藤梓君】 特にここは課題の共通認識を持っていただいて、再指定のことも前向きに検討していただくということですが、これ以上、生産緑地が失われていくことがないように、来年のこの時期、同じように、やはり減ってしまいましたということがないように願っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 ほかにご発言ございますか。山越委員。

◎第9番【山越拓児君】 ただいま他の委員からの質疑で、一旦、制限解除した生産緑地の再指定について、要綱の見直しを前向きに検討していくという答弁がありました。ぜひ、それを進めていただきたいと思います。先ほどのご答弁の中で、調査をかけた上で、現状がそのまま農地になっているところ、宅地になっているところ、駐車場になっているところという報告がありましたが、それは今回の諮問案件になっている場所についての報告ということでしょうか。つまり、過去に生産緑地の指定が解除されたところはもっとたくさんあるはずなので、その意味では、一般的に、営農困難で制限解除になった生産緑地は、大抵の場合は宅地化されていくのかなと思っているんです。その点はどのような状況でしょうか、改めてお聞かせください。

◎会長【村尾公一君】 竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 失礼しました。先ほどお答えいたしましたのは、今年度、36カ所削除された部分の件数となっております。

◎第9番【山越拓児君】 制限解除された場合の生産緑地に対する課税というのは前と後とでどうなるか、念のため、お知らせいただきたいと思います。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 市街化区域内で生産緑地が解除されたところは、例えば、まだ14カ所、農地として残っているというお話をさせていただきましたけれども、約というお話をさせていただきたいんですが、固定資産税につきましては、通常、市街化区域内農地でありますと、1平米当たり250円程度の固定資産税がかかる。それが生産緑地という指定を受けておりますと、路線価等々によって違いますけれども、約1円になると聞いております。

◎第9番【山越拓児君】 そうすると、農地として、生産緑地であれば固定資産税が平米単価1円ぐらいなのに、解消すると250円になるということは、営農もしないで、それだけ固定資産税を払っていくのは、持っている人にとっては大変ですよ。当然、ほっておけば宅地化されてしまうので、生産緑地の再指定の道を残すには、一時期は営農困難で荒れた状態になっても、将来的にそこで耕作したいという可能性がある場合、課税上の問題を何とかしなきゃいけないんじゃないかという角度はあると思うんですね。それで、農地バンク制度は市街化調整区域の農地について適用になるようですので、市街化区域の場合は、市民農園などでも活

用しながら、次に農業に従事する方が出ないかお待ちするような、そんなイメージも一つあるんですけども、その点はいかがでしょうか。

◎会長【村尾公一君】 鈴木農林課長。

◎農林課長【鈴木秀吾君】 市街化区域内の農地に関しましては、今、委員がおっしゃられたとおり、死亡等により相続が発生したときに、農業委員会にご相談をいただきまして、体験農園ですとか、まず、農地としての活用のお話をさせていただいております。市街化区域内の農地は届け出で農地転用ができてしまうものですから、それからの土地の活用に関しましては、農地を残すという方向で土地所有者とお話をさせていただいております、引き続き農地を農地として使っていただきたいということで、お話だけはさせていただいております。

◎第9番【山越拓児君】 そうすると、農林課としても、お話はさせていただくんですけども、現実にはなかなか、特に死亡による相続が発生した場合などは難しいという現実なのかなと思いますけれども、引き続き、そこは努力していただきたいなと思います。

それから、ちょっと細かい点ですけども、削除については、誰もが賛同ということではなく、やむなくということだと思いますが、今回、追加になっている大きい図面のついたもの、16ページの西寺方町地内と30ページの石川町地内について、これは区画整理でもなければ、農地の端のほうを面積調整したというような感じではない、一定のまとまった面積の追加ということで、先ほど、防災に効果があるというご説明もありましたけれども、これらの追加の案件について、もう少し立ち入って、経過をご説明いただければと思います。

◎会長【村尾公一君】 竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 経過といいますか、毎年5月に追加指定を受け付けておるんですが、そこで、所有者の方から、ここを生産緑地としてやっていきたいという申請がございましたので、指定要件に合致しているかどうかを確認して指定しているということでございます。

◎第9番【山越拓児君】 そうすると、都市計画課のほうでは、営農の意欲とか、連たんした場所を生産緑地として追加したいということの背景まではなかなか掴んでいないようですが、農林課で、その点何かご存じのことがありましたら、農業委員会での報告等も踏まえて、ご説明いただきたいなと思います。

◎会長【村尾公一君】 鈴木農林課長。

◎農林課長【鈴木秀吾君】 農業委員会の情報によりますと、土地所有者が相続をして追加の指定をご希望される、または土地を所有していたんですが、そのの部分に関して生産緑地の指定をしていなかった。そこで、土地所有者の希望により、追加の指定ということでこちらの案件に出てくるというものでは聞いております。

◎第9番【山越拓児君】 逆にいうと、今まで生産緑地として指定されていない土地でも、このように条件が合えば追加されることがあるということで、そこは一つ、希望とまでは言わな

いにしても、よくなることかなと思います。

もう一方、公共事業に関するところでお伺いしたいんですが、大きい図面の17ページ、連番でいうと20番になります。まず、資料では西寺方町地内となっているんですが、地図を見ますと、どうも西寺方町地内ではなく、式分方町地内ではないかと思うんですが、一覧表は全て西寺方町地内になっておりますが、これはどういうことでしょうか。

◎会長【村尾公一君】 竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 確認させてください。

◎第9番【山越拓児君】 では、それは後で確認していただくとして、これはインデックスがついていなかったのも特に説明はなかったのですが、つまり、都市計画道路の線の上にはないので、ここで解除の理由が公共事業になっているのはなぜかということがお尋ねしたい本質です。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 こちらはまちの広場ということで、都市計画決定している公園等々ではないんですが、公共的なものとして使われることになっております。

先ほどご指摘がありました西寺方町ではないのではないかというお話ですが、諮問資料の2ページ、地区番号601についてご指摘いただいております。地区名が式分方町、位置が西寺方町地内となっておりますが、位置が西寺方町地内ではなく式分方町地内でございます。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

◎第9番【山越拓児君】 ぜひ、こういうケアレスミスがないようにということと、それから、典型的な例だけではなくて、公共事業の場合は、どのようなということをきちんと説明する資料もつけていただくことを要望して終わります。

◎会長【村尾公一君】 ほかにご発言ございますでしょうか。

ほかに発言もないようですので、ただいまの案件について、お諮りいたします。

表決の方法は、審議会運営基準第21の規定によりまして挙手といたします。

諮問第12号、八王子市都市計画生産緑地地区の変更について、原案を適当なものと認める方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎会長【村尾公一君】 挙手全員であります。よって、本案件につきましては、原案を適当なものと認める答申をすることに決定いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

[午後1時39分閉会]